

生駒市統合型地理情報システム更新及び公開型地理情報システム
導入業務に係る生駒市プロポーザル審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市統合型地理情報システム更新及び公開型地理情報システム導入業務に係る生駒市プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 生駒市統合型地理情報システム更新及び公開型地理情報システム導入業務に係る受託候補者を特定するための実施要領、評価基準等に関すること。
- (2) 企画及び技術等に関する提案書の審査及び評価に関すること。
- (3) 最も優秀な提案者の特定に関すること。
- (4) その他受託候補者の特定に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員は、別紙に掲げる者とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月28日から施行する。
- 2 この要綱は、生駒市統合型地理情報システム更新及び公開型地理情報システム導入業務に係る受託候補者の特定が行われたときに、その効力を失う。

(別紙) 第3条関係

氏 名	役 職 (平成28年4月28日施行日時点)
今井 正徳	総務部長
西川 芳幸	総務課長
松本 和巳	情報政策課長
林 宏次	みどり公園課長
清水 一彦	建築課長